から一四六九の一六まで、一四六九の二七から一四六九の二九まで、一四六九の三四から一四六九の四九まで、一四六九の五〇から一四六九の五二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六九の五三、一四六九の五四、一四六九の六二、一四六九の六四、一四六九の六七、一四六九の六九、一四六九の七〇、一四六九の七三、一四六九の七四、字大月四二六の一、四二六の一五から四二六の四二まで、四二六の四八から四二六の六〇まで、四二六の六四から四二六の七三まで、四二六の八五から四二六の八八まで、四二六の九九から四二六の一〇一まで、四二六の一〇九、四二六の一一一から四二六の一一五まで、四二六の一一七、四二六の一一八、四二六の一二一、四二六の一二六、四二六の一三〇から四二六の一三三まで、四二六の一三八から四二六の一四二まで、四二六の一四四から四二六の一五七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　北海道江別市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市綾織町躺崎二地割一一の三五、躺崎三地割一四八の一から一四八の七まで、一四八の一九から一四八の三三まで、一四八の五六、一四八の五七、一四八の五九から一四八の八二まで、一四八の八四から一四八の八六まで、一四八の八八から一四八の九三まで、一四八の九六から一四八の一一四まで、一四八の一一六から一四八の一二九まで、一四八の一四三、一四八の一四四、一四八の一四六、一四八の一四八から一四八の一五六まで、一四八の一五八、一四八の一六一から一四八の一九一まで、一四八の一九三から一四八の二〇〇、一四八の二〇二、一四八の二〇四から一四八の二二八まで、躺崎四地割一一八の一から一一八の三四まで、一一八の三六から一一八の三八まで、一一八の四〇から一一八の四九まで、一一八の五二、一一八の五三、一一八の五六、一一八の六〇、一一八の六二から一一八の六四まで、一一八の六六、一一八の六八、一一八の七〇、一一八の七二、一一八の七四、一一八の七七から一一八の七九まで、一一九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、札幌市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

七(一)　所　北海道北見市・常呂郡訓子府町・紋別郡湧別町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四(一)　所　北海道常呂郡訓子府町・紋別郡湧別町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　所　北海道磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　北海道雨竜郡北竜町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

一(一)　所　北海道江別市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。